七	（略）
（削る）	
八	（略）
九	再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。
十	研究に関する情報公開の方法（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
十一	再生医療等を受ける者又は代諾者の求めに応じて、研究計画書その他の研究の実施に関する資料を入手又は閲覧できる旨及びその入手又は閲覧の方法（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
十二	再生医療等を受ける者の個人情報の保護に関する事項
十三	試料等の保管及び廃棄の方法
十四	研究に対する第八条の八第一項各号に規定する関与に関する状況（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
十五	苦情及び問合せへの対応に関する体制
十六	当該再生医療等の提供に係る費用に関する事項
十七	他の治療法の有無及び内容並びに他の治療法により予期される利益及び不利益との比較
十八	当該再生医療等の提供による健康被害に対する補償に関する事項（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
十九	再生医療等を受ける者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、当該者に係るその知見（偶発的所見を含む。）の取扱い
二十	再生医療等を受ける者から取得された試料等について、当該者から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容
二十一	当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項
二十二	研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者による研究資金等の提供を受けて研究を行う場合においては臨床研究法第三十二条に規定する契約の内容（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
二十三	（略）
（再生医療等を受ける者の代諾者に対する説明及び同意）	
第十四条	再生医療等を受ける者の代諾者に対する説明及び同意については前条の規定を準用する。この場合において、同条中「再生医療等を受ける者に対し」とあるのは「再生医療等を受ける者の代諾者の同意を得る場合にあっては、当該代諾者に対し」と、「再生医療等を受ける者に説明」とあるのは「代諾者に説明」と、「再生医療等を受ける者として」とあるのは「再生医療等を受ける者として」と、「再生医療等を受けること」とあるのは「同意」と、「再生医療等を受ける者の個人情報」とあるのは「再生医療等を受ける者及び代諾者の個人情報」と、「当該者から」とあるのは「代諾者から」と読み替えるものとする。
2	（略）
（細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の措置）	
第十五条	再生医療等を行う医師又は歯科医師は、細胞提供者又は細胞を採取した動物の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該細胞の安全性に関する疑義が生じたことを知った場合には、再生医療等の安全性の確保等を図るために必要な措置を講じなければならない。

四	（略）
五	再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。
六	（略）
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
七	当該再生医療等の実施による健康被害に対する補償に関する事項（研究として行われる再生医療等に係るものに限る。）
八	再生医療等を受ける者の個人情報の保護に関する事項
九	当該再生医療等の実施に係る費用に関する事項
（新設）	
十	（略）
（再生医療等を受ける者の代諾者に対する説明及び同意）	
第十四条	再生医療等を受ける者の代諾者に対する説明及び同意については前条の規定を準用する。この場合において、同条中「再生医療等を受ける者に」とあるのは「代諾者に」と、「再生医療等を受けること」とあるのは「代諾者の同意」と、「再生医療等を受ける者の個人情報」とあるのは「再生医療等を受ける者及び代諾者の個人情報」と読み替えるものとする。
2	（略）
（細胞の安全性に関する疑義が生じた場合の措置）	
第十五条	再生医療等を行う医師又は歯科医師は、細胞提供者又は細胞を採取した動物の遅発性感染症の発症の疑いその他の当該細胞の安全性に関する疑義が生じたことを知った場合には、再生医療等の安全性の確保等を図るために必要な措置をとらなければならない。